給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

指定番号	

志賀町長　あて 年　　月　　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　　－	連絡先　係：
		名称（氏名）		担当者：
		個人番号又は法人番号		電話　（　　）　－

給与所得者		(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	※退職時までの給与支払額
フリガナ		円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年 月　日	☐ 退職 ☐ 転勤 ☐ 休職 ☐ 死亡 ☐ 長期欠勤 ☐	☐ 特別徴収継続 ☐ 一括徴収 ☐ 普通徴収	円
氏名			円	円				※控除社会保険料額
個人番号								円
1月1日現在の住所								
現住所								

↓　異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法を下記欄に記載してください。　↓

一括徴収		給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額：徴収予定額	一括徴収予定額：合計(上記(ウ)と同額)	左記徴収予定額は下記月分で納入します。
一括徴収する場合	☐ 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出があったため	月　日	円	円	月分
	☐ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望がないため	月　日	円		（　月　日納期限分）
一括徴収しない場合	☐ 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため				
	☐ 特別徴収の継続の希望があるため（転勤も含む）				
	☐ 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記(ウ)の額）を超える給与又は退職手当等の支払がないため				
	☐ 死亡による退職のため				

転勤等による特別徴収届出書

新特別徴収義務者		
所在地（住所）	〒　　　－	左記転勤先へは月割額　　　円を　月分から徴収するよう連絡済です。
名称（氏名）		
担当者		
電話	（　　）　－	

【税務課事務処理欄】

異動事由（選択）		宛名番号				処理
		普徴（期割）		給特（月割）		
転勤	給特→普徴	済期	開始	済月	開始	／
退職一括		／				

- ※「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。ただし、翌年の1月末の給与支払報告書提出時に合わせて、給与支払報告書を提出できる場合は、省略されてもかまいません。
- 給与支払報告書を提出した者で、特別徴収税額のない者が退職・転勤等された場合も異動届を提出してください。
- 「一括徴収」欄は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。

  (1)「一括徴収する場合」は、一括徴収する理由について該当欄にチェックし、給与所得者の印を押印するとともに、「一括徴収予定額」欄等に所要事項を記載してください。

  (2)「一括徴収しない場合」は、一括徴収しない理由について該当欄にチェックしてください。